

茅ヶ崎市介護予防・日常生活支援総合事業実施に向けて整備する基準 の考え方について（素案）

介護保険法の改正（平成26年法律第83号）に伴い、これまで要支援者対象の介護予防サービスとして規定されていた介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）のうちの「第1号訪問事業」及び「第1号通所事業」に移行されることとなりました。

本市では、平成29年4月1日の移行を予定しており、「第1号訪問事業」及び「第1号通所事業」についての人員、設備及び運営並びに事業者指定に関する審査基準を定めるものです。

◇介護予防・日常生活支援総合事業の概要について

従来、予防給付として提供されていた全国一律の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護（以下「従前の介護予防訪問介護等」という。）が、市の実施する総合事業に移行され、要支援者自身の能力を最大限生かしつつ、「従前の介護予防訪問介護等」と「住民等が参画する多様なサービス」を総合的に提供可能な仕組みに見直し、居宅要支援被保険者等の自立意欲の向上につなげていくことを目的とし、地域の実情に応じた効果的かつ効率的な支援等について、市で定めることとなりました。

介護保険制度の構成									
— 現行 —					— 見直し後 —				
介護給付(要介護1～5)					→ (現行と同様)	介護給付(要介護1～5)			
予防給付 (要支援1～2)		介護予防訪問看護、福祉用具等				介護予防訪問看護、福祉用具等		介護予防給付(要支援1～2)	
		介護予防訪問介護				第1号訪問事業(多様化) 第1号通所事業(多様化) ○生活支援サービス ○第1号介護予防支援事業 ○一般介護予防事業 ○包括的支援事業 (在宅医療、介護連携の推進や、認知症施策、生活支援サービスの体制整備等の充実) ○任意事業			
		介護予防通所介護							
地域支援事業	介護予防事業 ○二次予防事業 ○一次予防事業					→ (多様化)	総合事業 地域支援事業		
	○包括的支援事業 ○任意事業				→ (充実)				

本市では、従前の介護予防訪問介護等から移行する「第1号訪問事業」及び「第1号通所事業」について、従前の介護予防訪問介護等と同等の指定基準のサービスの他に、指定基準を緩和したサービスを設けることで、居宅要支援被保険者等が選択することのできるサービス・支援を充実し、利用者の状態等に応じたサービス利用の促進を図ります。

◇審査基準等制定の考え方の概要

1 設定する審査基準

総合事業のうち「第1号訪問事業」及び「第1号通所事業」に係る「事業の人員、設備及び運営に関する基準」並びに「指定事業者の資格要件等」に関する基準

2 審査基準の概要

(1) 第1号訪問事業

第1号訪問事業は以下の類型で事業を実施することとします。

【第1号訪問事業 類型】			
	国基準訪問型サービス	多様なサービス 訪問型サービスA	
		一体型 （「介護給付」「現行相当サービス」と一体的に運営）	単独型
サービス内容	現行相当サービス （身体介護＋生活援助）	身体介護を伴わない生活援助を中心としたサービス	
対象者	居宅要支援被保険者等（要支援認定相当で、身体介護が必要なケース、訪問介護員による専門的なサービスが必要なケース）	居宅要支援被保険者等（要支援認定相当で、現行相当サービス利用以外）	居宅要支援被保険者等（要支援認定相当で、現行相当サービス、一体型訪問型サービスA利用以外）
運営に関する基準	- 個別サービス計画の作成 - 運営規定等の説明 - 提供拒否の禁止 - 従事者の清潔の保持・健康状態の管理 - 秘密の保持、事故発生時の対応 - 廃止・休止の届出と便宜の提供 等	- 個別サービス計画の作成 - 運営規定等の説明 - 提供拒否の禁止 - 従事者の清潔の保持・健康状態の管理 - 秘密の保持、事故発生時の対応 - 廃止・休止の届出と便宜の提供 等	
人員に関する基準	①管理者	常勤・専従（支障がない場合、他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事できる。）	専従1人以上（支障がない場合、他の職務に従事できる。）
	②訪問介護員	常勤換算方法で2.5以上（介護福祉士又は介護職員初任者研修修了者）	常勤換算方法で1以上の必要数 【資格】介護福祉士・介護職員初任者研修修了者又は <u>一定の研修修了者</u>
	③サービス提供者	常勤の訪問介護職員等のうち、利用者40人に1人以上。ただし、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者が1人以上配置されている場合は、利用者50人に1人以上 【資格】介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修修了者	訪問型サービスA提供責任者：従事者の内1人以上必要数 【資格】介護福祉士・介護職員初任者研修修了者又は <u>一定の研修修了者</u>
設備に関する基準	必要な広さを有する区画及びサービス提供に必要な広さ及び備品	必要な広さを有する区画及びサービス提供に必要な広さ及び備品	

① 国基準訪問型サービス

現行の予防給付である介護予防訪問介護の基準相当のものとします。

法第115条の45の5第2項に規定する第1号事業に係る基準として、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的

な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）に規定する旧介護予防訪問介護に係る基準の例による基準

② 訪問型サービスA

国基準訪問型サービスより、サービスの内容等を勘案した基準とします。

法第115条の45の5第2項に規定する第1号事業に係る基準として、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の6第1項第2号に規定する第1号事業に係る基準として、第1号事業に係るサービスの内容等を勘案した基準

（2）第1号通所事業

第1号通所事業は以下の類型で事業を実施することとします。

【第1号通所事業 類型】				
		通所型サービスA		
		国基準通所型サービス	一体型 （「介護給付」「現行相当サービス」と一体的に運営）	単独型
サービス内容		現行相当サービス	現行相当のサービスと比較し、一部基準を緩和したサービス	一体型通所型サービスAと比較し、一部基準を緩和したサービス
対象者		居宅要支援被保険者等 （要支援認定相当）	居宅要支援被保険者等（要支援認定相当で、現行相当サービス利用以外）	居宅要支援被保険者等（要支援認定相当で、現行相当サービス、一体型通所型サービスA利用以外）
運営に関する基準		- 個別サービス計画の作成 - 運営規定等の説明 - 提供拒否の禁止 - 従事者の清潔の保持・健康状態の管理 - 秘密の保持 - 事故発生時の対応 - 廃止・休止の届出と便宜の提供 等	- 個別サービス計画の作成 - 運営規定等の説明 - 提供拒否の禁止 - 従事者の清潔の保持・健康状態の管理 - 秘密の保持 - 事故発生時の対応 - 廃止・休止の届出と便宜の提供 等	
人員に関する基準	①管理者	常勤・専従1以上 （他の職務及び、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能）	常勤・専従1以上 （現行相当サービスに準じる）	1以上兼務可（他の職務及び、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能）市の研修修了者
	②生活相談員	専従1以上 （特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省第46号）第5条第2項に定める生活相談員に準ずるもの。）（社会福祉士・精神保健福祉士等）	専従1以上 （現行相当サービスに準じる）	なし
	③看護職員	専従1以上	専従1以上	なし
	④介護職員	～15人：専従1以上 15人～：利用者1人につき専従0.2人以上	～15人：専従1以上 15人～：利用者1人につき専従0.2人以上 ※現行相当の基準を遵守していれば、通所型サービスAのみを別の単位で提供する場合は、単独型人員基準による提供可	～15人：専従1以上 15人～：利用者1人につき専従0.1人以上
	⑤機能訓練指導員	1以上（他の職務に従事可）	1以上（他の職務に従事可）	なし
設備に関する基準		①食堂及び機能訓練室（利用定員×3㎡） ②静養室・相談室・事務室 ③消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 ④必要なその他の設備及び備品	①食堂及び機能訓練室（利用定員×3㎡） ②静養室・相談室・事務室 ③消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 ④必要なその他の設備及び備品	①食堂及び機能訓練室（利用定員×2.3㎡） ②消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 ③必要なその他の設備及び備品

① 国基準通所型サービス

現行の予防給付である介護予防通所介護の基準相当のものとします。

法第115条の45の5第2項に規定する第1号事業に係る基準として、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業

の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３５号）に規定する旧介護予防通所介護に係る基準の例による基準

② 通所型サービスＡ

国基準通所型サービスより、サービスの内容等を勘案した基準とします。

法第１１５条の４５の５第２項に規定する第１号事業に係る基準として、介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１４０条の６３の６第１項第２号に規定する第１号事業に係る基準として、第１号事業に係るサービスの内容等を勘案した基準

（３） 指定事業者の資格要件等に関する基準

① 指定の変更の届出等に関する基準

② 指定の拒否

指定事業者の資格要件について、利用者へ適切なサービスが提供されることを確保する観点から、現行の基準と同程度の不利益処分等に関する要件を設定することとします。

③ 指定の有効期間

国基準訪問型サービス及び国基準通所型サービスについては、現行の介護予防サービスの基準に相当するものとしています。また、基準を緩和したサービスについても、事業の運営の水準を国基準相当と同様に維持する必要があることから、指定期間について現行と同一の基準とし、介護保険法施行規則（平成１１年厚生労働省令第３６号）第１４０条の６３の７に規定する市が定める期間は次のとおりとします。

指定の有効期間	６年
---------	----

※サービスの名称は変更となる場合があります。

目 次

番号	名 称	頁
◇制定する基準等		
1	「(仮称) 国基準訪問型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準」及び「(仮称) 訪問型サービス A の事業の人員、設備及び運営等に関する基準」の考え方	7
2	「(仮称) 国基準通所型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準」及び「(仮称) 通所型サービス A の事業の人員、設備及び運営等に関する基準」の考え方	2 5
3	「指定事業者の資格要件等に関する基準」の考え方	4 7
◇資料		
資料 1	「(仮称) 国基準訪問型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準」「(仮称) 訪問型サービス A の事業の人員、設備及び運営等に関する基準」における関連法令について ※基準に記載の関係法令については、こちらをご覧ください。	5 1
資料 2	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）	6 7